

田村市長選挙 田村市議会議員補欠選挙

投票時間は午前7時～午後6時です。投票は市内35投票所で行います。

任期満了に伴う田村市長選挙と田村市議会議員補欠選挙が同時に行われます。市民の皆さんにとって、もっとも身近で大事な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

1 投票できる方

平成11年4月10日までに生まれた方で、平成29年1月1日現在、田村市に住民登録されている方。市外に転出すると投票できません。ただし、告示日の翌日から投票日の前日までの間は転出前であれば、期日前投票ができます。また、平成29年3月15日以降に市内で住所を異動された方は、前住所地で投票することになります。

2 期日前投票ができる会場・時間

会場	期日	時間	対象者
田村市役所 各行政局	4月3日(月) ～8日(土)	午前8時30分～午後8時 午前8時30分～午後7時	市内にお住まいの方
各出張所 (船引地区)	4月5日(水) ～8日(土)	午前8時30分～午後5時	各出張所管内にお住まいの方

期日前投票をする方は、投票の際に入場券を持参してください。
※投票所入場券の裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちいただくと、投票手続きが早く済みます。

3 不在者投票ができる方

- 期日前投票期間中に18歳の誕生日を迎えられる方で、誕生日前に投票される方。
- 重度の障害のため投票所へ行けない方で、郵便投票で投票(郵便投票証明書が必要)される方。
- 指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所中の方。
- 仕事などで田村市以外の市区町村で投票される方。

4 投票所入場券について

投票場所を記載した入場券を送付いたします。投票する際に持参してください。ただし、4月2日の立候補届出受付の結果、無投票となった場合は、入場券を発送しません。

みんなで守ろう「四(し)ない運動」

田村市明るい選挙推進協議会では、
一、政治家は、有権者に寄附を「贈らない」!
一、有権者は政治家に寄附を「求めない」!
一、政治家から有権者への寄附は「受け取らない」!
一、有権者は選挙を「棄権しない」!
として、寄附に関係のあるような行為をしない、選挙を棄権しないという「四(し)ない運動」を推進しています。

「あしたのために確かな選択。
棄権しないで投票しましょう!!」



市民課からのお知らせ

各種証明書のコンビニ交付サービスが始まります

29年4月1日から「マイナンバーカード」を利用したコンビニ交付サービスを開始します。休日、夜間など窓口業務の閉庁後やお勤め先などが市外の場合でも、最寄りのコンビニエンスストアで住民票や印鑑証明などを取得することができます。なお、マイナンバーカードの申請は郵送またはインターネットなどによりできますが、本庁または行政局市民課の窓口でも申請を受け付けていますので、希望される方は市民課へお問い合わせください。

【利用できるコンビニエンスストア】※マルチコピー機が設置された店舗に限ります。
全国の ・セブンイレブン ・ファミリーマート ・サークルKサンクス ・ローソン ・ミニストップ
・セーブオン ・セイコーマート

【利用できる時間】 ・午前6時30分～午後11時
※年末年始(12月29日～翌年1月3日)およびシステムのメンテナンス日は利用できません。

【取得できる証明書】

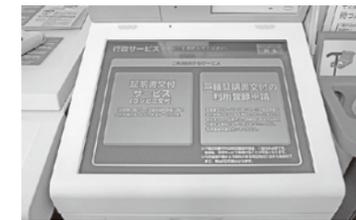
- ◆住民票の写し
同一世帯に登録されている方であれば、本人以外の住民票も取得できます。なお、除かれた住民票(除票)は取得できません。
- ◆印鑑登録証明書 登録している方のみ取得できます。印鑑登録証(カード)は必要ありません。
- ◆戸籍謄・抄本
田村市に本籍がある方で、現在の戸籍に限ります。また、同じ戸籍に記載されている方であれば、本人以外の戸籍も取得できます。なお、戸籍の届出後すぐには取得できませんので、市民課にご確認のうえ取得してください。
※戸籍謄・抄本は、本籍が田村市にある方であれば、どなたでも取得できます。
ただし、田村市外に住所がある方は、マルチコピー機などから田村市に住所、氏名などを一度登録する必要があります。
なお、登録までに3日間ほど期間を要します。

◆戸籍の附票
田村市に本籍がある方で、現在の附票に限ります。また、同じ戸籍の附票に記載されている方であれば、本人以外の附票も取得できます。

◆所得課税証明書
田村市で課税されている方で、最新年度の証明書のみ取得できます。29年度の証明は6月15日に更新されます。

【証明書の取得方法】

- ①コンビニエンスストアのマルチコピー機のメニューにある行政サービスなどから、証明書交付サービスを選択します。
 - ②ICカードリーダーに「マイナンバーカード」を置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4ケタの数字)を入力します。
 - ③希望する証明書の種別・部数などを画面の表示にしたがって選択し、手数料を納付します。
 - ④証明書が両面に印刷され発行されます。
- ※複数枚発行される場合がありますので、取り忘れのないようご注意ください。



申請は画面の表示に従って行います。

【注意!】
証明書には、公的年金の支給などに係る戸籍証明など用途によって無料となるものがありますが、コンビニエンスストアから証明書を取得した場合は、全て有料となりますので、ご注意ください。
なお、料金は市役所窓口での証明手数料と同額です。

☎市民部 市民課 ☎82-1112

一部の証明手数料の金額が変わります

4月1日から田村市手数料条例に定める手数料のうち、住民票の写しなど一部の証明手数料をこれまでの200円から300円に変更します。

【料金が300円となる証明書】

- ◆住民票の写し(世帯の一部) ※世帯全部の住民票の写しの料金も同額 ◆住民票記載事項証明書
- ◆印鑑登録証・印鑑登録証明書 ◆戸籍の附票の写し ◆住民基本台帳公簿の閲覧(1人につき300円)
- ◆所得・課税証明書 ◆固定資産証明書 ◆納税証明書

※市民税および固定資産税に関する証明は、1枚増すごとに100円を加算します。

- ◆身分証明書 ◆その他の行政証明

【その他】戸籍謄・抄本(450円)および除籍・改製原戸籍謄・抄本(750円)などの戸籍証明の料金は変更ありません。

☎市民部 市民課 ☎82-1112 市民部 税務課 ☎81-2119